

3月20日～26日

# 春の火災予防運動



寒い冬が終わりほっと一息ですが、この時季は空気が乾燥し、わずかな火種が火災につながります。皆さん、火気を使用する際には、決してその場を離れず、離れる場合は完全に火が消えているかを確認してください。そして、今一度身の周りに火災の危険がないか点検してください。

また、これから春を迎えてたき火や山での火入れ、入山者の増加が見込まれることから、これらに起因する火災が多く発生しますので注意をお願いします。

## 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

### 3つの習慣

1. 寝たばこは、絶対やめる。
2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## 南越消防組合管内 平成18年中の火災概要

※（）内は前年比

火災件数	37件 (+7件)
	[南越前町7件]
損害額	1億5,588万7千円 (+9,906万9千円)
死者	2名 (+1名)
負傷者	24名 (+21名)
主な出火原因	
	・ストーブ 4件
	・電気配線 4件
	・放火、放火の疑い 4件
	・こんろ 3件

## 住宅用火災警報器を設置しましょう!!

平成18年6月1日より皆様のご家庭に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。(既存の住宅は平成23年6月1日までに設置しましょう。)

### 火災で重要なことは、早期発見です。

もし、誰もいない部屋や就寝中に火災が発生したら、火災の発生に気付くのが遅れる可能性があります。

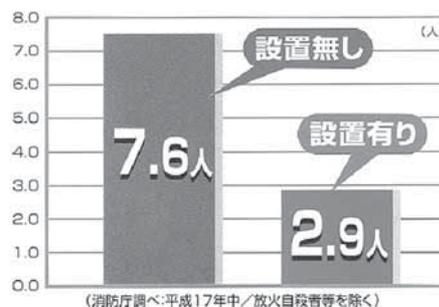
### 火災の発生をすばやく察知できれば…

- 初期消火により被害が最小限に抑えられます。
- いち早い避難ができ、命が助かる可能性が高くなります。
- 消防機関への通報が早くでき、周辺への延焼拡大を防げます。

住宅用防災機器購入助成制度の申請書提出期限は、**平成19年3月31日**です。

### 住宅用火災警報器の効果

#### 住宅用火災警報器等の設置の有無で見た住宅火災100件当たりの死者数



■お問合せ先  
南越消防組合消防本部予防課  
TEL 21-8865 FAX 21-8880